

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 入札説明書等に関する質問書に対する回答書（2回目）

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
1	入札説明書	23	IV	5			予定価格及び入札比較価格	第1回質問回答No. 9で、貴組合に帰属する売電金額を事業者の入札価格から控除して入札価格とすることのご回答をいただいておりますが、入札価格算出の際の貴組合に帰属する売電額は施設性能に基づく合理的な売電量をもとに算出したうえで、運営時の実際の売電量がごみ量・ごみ質その他売電原単位の変動により入札時より変動した場合も、減額措置・ペナルティの対象にはならないという理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりですが、当該事業により設備の省エネ化や効率化を図り消費電力の最小化及び発電力の向上に努め、売電量が最大化するようなご提案を期待します。
2	入札説明書 添付資料	4	共通	(9)			添付資料4 不可抗力リスク	第1回質問回答No. 15で「コロナ禍のような感染症の拡大」について「既に明らかとなっている感染症は不可抗力リスクには含まれないものとし、未知のウイルスによる感染症は含まれるものとします。」とご回答をいただいておりますが、既知の感染症であっても予見できない政府措置等に陥る可能性もあるため、不可抗力事象発生時にはその結果の予見可能性を判断軸として協議いただけますようお願いいたします。基本協定書定義集の「不可抗力」の定義も、予見可能性が一つの判断軸になっているという理解です。	貴社ご提案を認めます。 既知の感染症等による予見不可能な事象については、個別に協議するものとします。
3	入札説明書 添付資料	4					添付資料4 リスク分担	第1回質問回答No. 17で「搬入禁止物については（中略）、事業者の注意喚起をもっても排除できない場合の大幅なコスト増大分については、事象により協議とします。」とご回答いただいておりますが、事業者における一般的な注意喚起（声掛け、目視等）で搬入禁止物やそれに起因するリスク（特にリチウムイオン電池等による火災）を完全に排除することは難しく、その点を踏まえて万が一のリスク事象発生時には合理にご判断いただけますようお願いいたします。	貴社ご提案を認めます。 搬入禁止物に起因するリスク事象が事業者の善管注意義務違反にあたらないと証明される場合は、合理的に判断するものとします。

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 入札説明書等に関する質問書に対する回答書（2回目）

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
4	入札説明書 添付資料	21					事業提案書	提案内容の補足として、適宜事業提案書に書類を添付することは可能でしょうか。	不可とします。
5	要求水準書 設計・建設 業務	2	1	2	8.1	(1)	全体計画	第1回質問回答No. 28で、竣工時の能力を回復させるにあたり「ストックマネジメントの考えに基づき、外的要因が加味されたときでも、長期運営に支障がないよう計画してください。」とされていますが、外的要因の発生に伴い要求水準書の前提が変化した場合協議可能という理解でよろしいでしょうか、	貴社ご理解のとおりです。 要求水準書の前提が変化した場合は協議するものとします。
6	要求水準書 設計・建設 業務	3	1	2	8.2	(2)	工事計画	第1回質問回答No. 29で、不測の事態発生時のごみの外部処理費について「建設工事請負契約書第70条」に基づき分担されるとされていますが、同条は不測の事態による工事目的物の損壊等直接的な損害の負担を定めたものであり、ごみの外部処理費等の間接的な損害は含まれていないものと思料します。建設工事請負契約書第70条を、運營業務委託契約第70条第1項のように、発注者・受注者における間接的な損害もカバーする記載に変更いただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。 ①「建設工事請負契約書第70条」に、「運營業務委託契約第70条第1項」に相当する条項を追加します。 ②「建設工事請負契約書第70条」でカバーされない損害については、「建設工事請負契約書第85条」の規定に基づき、個別に協議するものとします。
7	要求水準書 設計・建設 業務	9	1	4	9		溶融飛灰処理物	第1回質問回答No. 33で、溶融飛灰の基準値として「「1.4-ジオキサン 0.5mg/L以下」及び「PCB 0.03mg/L以下」」が含まれていますが、PCBは法令上も測定は求められておらず、現事業の運営・維持管理要求水準同様、対象外としていただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。 要求水準書を修正します。

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 入札説明書等に関する質問書に対する回答書（2回目）

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
8	要求水準書 設計・建設 業務	21	1	11	1	1.2	(3)	乾燥だき	第1回質問回答No. 42において「乾燥だきに伴い、ボイラ洗浄を実施」することが求められておりますが、本工事におけるボイラ関連機器である第1節炭器は汽水胴の上流側に設置されるため、ボイラ洗浄の対象範囲外となります。なお、本機器については製作工場にて酸洗浄及び清掃を実施のうえ、気化防錆材を封入した状態で現地搬入しており、また施工時にはスケールや油脂類の混入防止措置を講じております。さらに、製作から施工、運転開始までの待機期間が短いことも踏まえ、当該要求事項の適用については再検討をお願いいたします。	要求水準書のとおりとしますが、ボイラー・タービン主任技術者の責任のもと、貴社ご提案を認めます。
9	要求水準書 設計・建設 業務	24	1	11	1.3	表			飛灰等安定化物の試験項目として「有機りん、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン」と記載されていますが、これらの物質は現行法令上、測定が求められていないため、現事業の運営・維持管理要求水準同様、対象外としていただけないでしょうか。また、「シアン」と記載されていますが「セレン」ではないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。 前段、後段ともに要求水準書を修正します。
10	要求水準書 運営・維持 管理	22	6	10				長寿命化総合計画の作成及び実施	第1回質問回答No. 69で、長寿命化総合計画についてご回答いただいておりますが、同計画は事業者が作成・更新し、法令に則り最終的には貴組合が「策定」するものとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
11	要求水準書 運営・維持 管理	30	10	8				管理棟浴室の管理	「事業者は、公衆浴場としての営業許可を取得」とありますが浴場営業許可の取得は現事業では発注者で実施されており、本事業においても同様と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 入札説明書等に関する質問書に対する回答書（2回目）

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
12	基本協定書	2	第6条	1			談合その他の不正行為に係る損害賠償	第1回質問回答No. 73で、建設期間や運営期間中にも基本協定書第6条第1項に基づく違約金が適用されうるとご回答いただいておりますが、基本協定書第6条第1項の違約金は入札額全体の20%と金額が大きく、一般的なDB0事業同様、基本協定書における違約金は建設・運営各契約締結の日までの間としていただき、建設期間・運営期間開始後は基本協定書ではなく建設・運営各契約の違約金が適用されるように変更をお願いいたします。	原案のとおりとしますが、各事業契約書が締結された場合は、各事業契約書の違約金の規定を適用します。
13	基本協定書	5	第11条	3	(6) (7)		秘密保持義務	第1回質問回答No. 80で組合の構成市町や組合議会に開示する秘密情報については事前の受注者への通知のみとされていますが、事業者の競争上の地位に関わる技術・ノウハウ等も含まれますため、開示の方法等について可能な限り協議可能となるようご配慮いただけないでしょうか。	組合の構成市町や組合議会へ秘密情報を開示する場合は、開示の方法等について可能な限り協議によるものとしします。
14	基本協定書	5	別紙				出資者誓約書第6条	第1回質問回答No. 81に関連して、基本協定書第11条と出資者誓約書第6条では、いずれも構成企業（SPC株主）の秘密保持義務を規定しており、かつ両条の記載に差異があることから、両条の関係が不明瞭です。ついては、出資者誓約書第6条の内容を以下下線部のように変更し、条件の統一をご検討いただけないでしょうか。 「当社らが、本事業に関して知りえた全ての情報について、基本協定書第11条の定めに従い第三者への開示が認められている場合を除き、第三者に開示しないこと」	貴社ご提案を認めます。 出資者誓約書6の記述を修正します。

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 入札説明書等に関する質問書に対する回答書（2回目）

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
15	建設工事請負契約	11	第32条	3			賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更	設計・建設業務に係る賃金・物価変動を初回に判断する際に使用する物価指数について、初回請求時には契約時点ではなく入札時点の指数を用いて請求時点の指数と比較することとして頂けないでしょうか。事業者が入札費用を確定する入札時期と初回改定の比較対象に時期の差があると、事業者はこの期間差の物価上昇リスクを過剰に見込むことになり、事業費上昇につながるおそれがあります。	平成26年1月30日付国土交通省大臣官房地方課長外通達の「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」では、基準日（請求日）と比較する対象は工事請負契約時点となっていることから物価指数は契約時点とします。
16	建設工事請負契約	11	第32条	6			賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更	第1回質問回答No. 91で、建設工事請負契約第32条第6項に基づく代金変更（いわゆるインフレスライド）について「(前略)通常の公共工事請負約款の規定と同様の運用によります。」とご回答いただいておりますが、公共工事標準請負約款にもインフレスライドの具体的運用に関する記載はなく、「国土交通省の東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項（インフレ条項）」等参照すべき資料についてお示し願います。	貴社ご理解のとおりです。国土交通省大臣官房技術調査課発行の「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」を参照するものとします。
17	建設工事請負契約	12	第35条	2			著作権の利用等	「受注者は、成果物又は本施設が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。」とありますが、本条第3項から第5項、第36条及び第37条第2項は、引渡し後も受注者に著作権が留保されることを前提とした規定であることを踏まえ、本項について、以下の通り修正いただけないでしょうか。＊第1回質問回答No. 120と同趣旨の質問です。 修正文案例：「成果物又は本施設が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は当該著作物の引渡し後も受注者に留保されるものとする。」	貴社ご提案を認めます。「建設工事請負契約書第35条」の条文を修正します。

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 入札説明書等に関する質問書に対する回答書（2回目）

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
18	建設工事請負契約	25	第69条	4			法令変更	<p>第1回質問回答No. 98で、法令変更時の建設工事請負契約解除（第69条第4項の解除）について、第80条の解除の措置が適用されるとご回答いただいておりますが、第80条は出来形の引取り等実務面での記載に限られており、解除に伴って発注者・受注者に生じる損害の負担にかかる規定は設けられていないものと思料します。つきましては解除時の損害に係るリスク分担を規定願います。</p> <p>修正例：第69条第4項に「当該解除に伴う発注者・受注者双方に発生した追加費用については、本条第2項の規定を準用する」旨を追記</p>	<p>貴社ご提案を認めます。</p> <p>「建設工事請負契約書第69条」に条文を追加します。</p>
19	建設工事請負契約	26	第70条	7			不可抗力	<p>第1回質問回答No. 99で、不可抗力時の建設工事請負契約解除（第70条第7項の解除）について、第80条の解除の措置が適用されるとご回答いただいておりますが、第80条は出来形の引取り等実務面での記載に限られており、解除に伴って発注者・受注者に生じる損害の負担にかかる規定は設けられていないものと思料します。つきましては解除時の損害に係るリスク分担を規定願います。</p> <p>修正例1：第70条第7項に「当該解除に伴う発注者・受注者双方に発生した追加費用については、損害合計額に含めるものとし、本条第4項の通り、請負代金額の100分の1までは受注者、100分の1を超える額は発注者が負担する。」旨を追記</p> <p>修正例2：第70条第1項～第7項全体を不可抗力による間接的な損害や不可抗力による解除に伴う損害をカバーする内容に変更する。</p>	<p>貴社ご提案を認めます。</p> <p>①「建設工事請負契約書第70条」に、修正例1に相当する条項を追加します。</p> <p>②「建設工事請負契約書第70条」でカバーされない損害については、「建設工事請負契約書第85条」の規定に基づき、個別に協議するものとします。</p>

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 入札説明書等に関する質問書に対する回答書（2回目）

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
20	建設工事請負契約	29	第75条	2			発注者の催告によらない解除	第1回質問回答No. 100で、運營業務委託契約解除に連動した建設工事請負契約解除に伴い受注者に発生する損害について、「運營業務委託契約の解除が発注者の責に帰すべき事由によるものである場合を除き、発注者は負担しません。」とご回答いただいておりますが、解除の理由に応じた負担の規定に変更いただけないでしょうか。 修正例：運營業務委託契約の解除が①発注者の責に帰すべき事由によるものである場合は発注者、②受注者の責に帰すべき事由によるものである場合は受注者、③双方合意によるものである場合は双方自らに発生した損害を負担、④不可抗力の場合は年間委託料の100分の1までを受注者が負担、⑤法令変更の場合は建設業務請負契約第69条第2項に準じた負担	運營業務委託契約の解除に伴う建設工事請負契約解除による負担については、建設工事請負契約第85条に基づき協議するものとします。
21	建設工事請負契約	29	第75条	1			発注者の催告によらない解除	第1回質問回答No. 101で、発注者の責めに帰すべき事由で第75条第1項第2号及び第3号に該当した場合も発注者の解除権が行使されうるとご回答いただいておりますが、公共工事標準請負約款第49条のように、「発注者の責めに帰すべき事由」の場合は発注者による解除対象とはならない規定を追記いただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。 「建設工事請負契約書第75条」の条文を修正します。
22	運營業務委託契約	5	第19条	2			運営・維持管理業務の遅延	第1回質問回答No. 105で、運営・維持管理業務の遅延に伴う違約金の算定基礎は、固定費部分も年間委託料総額であることをご回答いただいておりますが、「年間委託料総額」は「当該年度1年分の固定費の総額」を指すものという理解でよろしいでしょうか。	固定費部分の年間委託料総額が当該年度1年分の固定費の総額を指します。

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 入札説明書等に関する質問書に対する回答書（2回目）

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
23	運營業務委託契約	15	第56条	2			発電設備の運転	「売電により得られた金銭は委託者に帰属する。」とありますが、正しくは「売電により得られた金銭は受託者に帰属する。（但し別紙2に基づき組合収益額は組合に帰属する。）」となりますでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
24	運營業務委託契約	21	第69条	5			不可抗力	第1回質問回答No. 115に関して、不可抗力に伴う運營業務委託契約解除について「委託者又は受託者は、本項に基づき本委託契約の全部又は一部を解除し、当該解除により相手方に損害が生じる場合には、本委託契約の終了に必要な費用（当該契約の終了と直接の因果関係を有するものに限る。）を賠償する。」とされていますが、「解除を申し出た者のみが相手方の損害を賠償する」と解釈されるおそれがあります。不可抗力でやむを得ない状況での解除と思われしますので、解除時の損害は運營業務委託契約第70条第1項のように、「合理的な追加費用の総額に対して、年間委託料の100分の1までは受託者、それを超えた額は委託者が負担」といった規定を追加願います。	貴社ご提案を認めます。 「運營業務委託契約書第69条」に条文を追加します。
25	運營業務委託契約	21	第68条	9			法令等の変更	法令変更に伴う運營業務委託契約解除について「委託者又は受託者は、本項に基づき本委託契約の全部又は一部を解除し、当該解除により相手方に損害が生じる場合には、本委託契約の終了に必要な費用（当該契約の終了と直接の因果関係を有するものに限る。）を賠償する。」とされていますが、「解除を申し出た者のみが相手方の損害を賠償する」と解釈されるおそれがあります。法令変更でやむを得ない状況での解除と思われしますので、解除時の損害は運營業務委託契約第68条第5項に準じた分担とする規定を追加願います。	貴社ご提案を認めます。 「運營業務委託契約書第68条」に条文を追加します。

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 入札説明書等に関する質問書に対する回答書（2回目）

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
26	運営業務委託契約	23	第74条	4			委託者の解除	<p>第1回質問回答No. 118で建設工事請負契約解除に連動した運営業務委託契約解除に伴う受注者に発生する損害について、「建設工事請負契約解除が受託者の責に帰すべき事由によるものである場合を除き、委託者は負担しません。」とご回答いただいておりますが、解除の理由に応じた負担の規定に変更いただけないでしょうか</p> <p>修正例：建設業務請負契約の解除が①発注者の責に帰すべき事由によるものである場合は発注者、②受注者の責に帰すべき事由によるものである場合は受注者、③双方合意によるものである場合は双方自らに発生した損害を負担、④不可抗力の場合は年間委託料の100分の1までを受注者が負担、⑤法令変更の場合は建設業務請負契約第69条第2項に準じた負担</p>	<p>契約の解除に伴う負担については、「運営業務委託契約第87条」の規定に基づき協議するものとします。</p>